

有害鳥獣から農作物を守りましょう！

有害鳥獣による農作物被害を防止するためには「守る」「獲る」「環境整備」の3つの対策を組み合わせることが効果的です。

上山市では「守る」の対策として、防護柵等を設置して農作物を被害から守るための各種補助制度を活用できます。（家庭菜園でも申請可！）

また、地域ぐるみで鳥獣被害対策を講じる場合にも補助制度を活用できます。

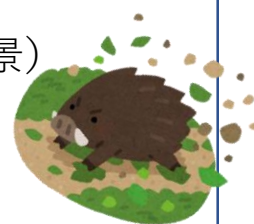
園地や作物に合わせた対策を進め、農作物を守りましょう！

電気柵やワイヤーメッシュ柵を設置する方への支援

【鳥獣害防止対策支援事業費補助金】

（被害対策設備等設置支援事業）

- **対象者**
個人、関係団体等
- **事業内容**
有害鳥獣（イノシシ、サル、ツキノワグマ等）から農作物を守るために防護柵等を設置した方に対し、購入費の一部を補助します。
- **対象経費**
令和7年4月1日から令和8年3月13日までに購入し、設置した防護柵等（簡易電気柵、ワイヤーメッシュ柵、簡易電気柵用防草シート等）の購入費（消費税を除く。）
- **補助率（補助金上限）**
1/2以内（上限30万円）更新を含みます。1人につき1回まで
※上限を15万円から30万円に変更しました。複数箇所を設置する場合は全ての箇所に設置が終わってから申請をお願いします。
- **補助額**
購入費（消費税を除く。）×補助率（千円未満切捨て）
- **申請方法**
上山市農林夢づくり課の窓口に必要な書類等をご持参し申請をお願いします。
 - ① 領収書またはレシート
 - ② 防護柵等設置後の写真 2枚
※ 実際に設置された様子がわかる写真（遠景・近景）
 - ③ 通帳（振込希望の場合のみ）
 - ④ 印鑑
- **申請期限**
令和8年3月13日（金）



（裏面へ続く）

地域ぐるみで環境整備するための支援

【鳥獣害防止対策支援事業費補助金】

(被害軽減自主対策等支援事業)

○ **対象者**

地区会、農事実行組合、関係団体等

○ **事業内容**

対策組織の設立、事業打合会、研修会、先進地視察、被害現地調査、組織的追払い、緩衝帯整備（放任樹木伐採含む。）及び鳥獣埋設用施設整備等の対策に対し、費用の一部を補助します。

○ **対象経費**

研修会時の講師謝礼等、組織的追払いや緩衝帯整備作業等の報酬、追払いに必要な花火等の物品、事務消耗品等、会議・研修会等の会場の借り上げ料等、会議・研修等への出席のための旅費、交通費等（消費税を除く。）

施設整備費は、鳥獣埋設用施設整備のための施工費等

○ **補助率（補助金上限）**

1/2 以内（上限 15 万円）

鳥獣埋設用施設整備は 1/1（上限 30 万円）

○ **補助額**

購入費 × 補助率（千円未満切捨て）

○ **申請方法**

上山市農林夢づくり課の窓口に必要な書類等をご持参し申請をお願いします。

① 領収書またはレシート

② 事業実施写真 2 枚 ※緩衝帯整備及び鳥獣埋設用施設整備の場合は実施前後の写真それぞれ 2 枚（消耗品等は除く。）

③ 通帳（振込希望の場合のみ）

④ 地区会の印鑑、団体の代表者の印鑑



※ 鳥獣追払用花火について

上山市内では、農地に来る鳥獣を追払うために鳥獣追払用花火を使用する場合があります。花火は大きな音がしますが、被害防止に有効なものとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、鳥獣追払用花火を使用する方は、時間帯や筒先の方角等について留意いただき、周辺への配慮を行っていただきますようお願いいたします。

問い合わせ

〒999-3192 上山市河崎 1 - 1 - 10

上山市農林夢づくり課内 上山市鳥獣被害防止対策協議会

電話 023-672-1111 内線 461